

## 防衛医科大学校病院規則第3号

医療用器材検討小委員会規則を次のように定める。

平成31年3月29日

防衛医科大学校病院長 浅野友彦

### 医療用器材検討小委員会規則

改正 令和5年6月29日規則第2号

(目的)

**第1条** 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）で使用する医療用器材の運用・整備について、器材委員会に関する達（昭和52年防衛医科大学校達第2号）第12条の規定に定める医療用器材分科会での審議に資することを目的とし、同分科会での審議事項の細部を検討するための医療用器材検討小委員会（以下「小委員会」という。）に関する事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** 小委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副院長（管理・運営）
- (2) 病院の部長及び部門長のうち病院長が指名する者 6名
- (3) 薬剤部長
- (4) 医療安全推進室長
- (5) 検査部技師長
- (6) 放射線部技師長
- (7) 材料部副部長
- (8) 看護部副部長のうち看護部長が指名する者 1名
- (9) 病院企画調整官

2 小委員会に委員長を置き、委員長は副院長（管理・運営）をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、第1項第2号又は第3号の委員のうちあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(審議事項)

**第3条** 小委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療用器材の運用・整備計画の細部に関すること。

(2) 医療用器材の仕様の細部に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医療用器材の整備の細部に関すること。

2 前項の審議に当たり、第6条の規定に基づく検討会が設置された際は、同条第5項の規定に基づく検討会からの報告内容を踏まえた上で審議すること。

(会議)

**第4条** 小委員会は、必要に応じ、その都度委員長が招集し、主宰する。

2 小委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を審議することができない。

(報告)

**第5条** 委員長は、小委員会において検討した結果について、原則として毎年12月末までに、病院長に報告するものとする。

(検討会)

**第6条** 委員長は、複数の診療科等にて要望し又は保有する同系統の医療用器材に係る整備に関し、より専門的に検討する必要があると認めた場合は、病院長の下、検討会を設置することができる。

2 検討会は、検討対象となる器材ごとに設置することができる。

3 検討会の長は、委員長が指名する者とする。

3 検討会には、検討対象となった医療用器材を要望し又は保有する診療科等より1名参加するものとする。

4 委員長より参加を求められた診療科等は、これに積極的に協力しなければならない。

5 検討会での検討結果については、原則として11月末までに、委員長に報告するものとする。

(庶務)

**第7条** 小委員会及び検討会の庶務は、病院企画調整官の統制の下、事務部運営企画課において行う。

(委任規定)

**第8条** この規則に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。